

生食輸発0108第1号  
平成28年1月8日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産トマト及びその加工品)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年12月17日付け生食輸発1217第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府においてトマトの残留農薬に係る対策が図られ、生鮮トマトの輸出業者について ID 登録した旨の連絡があったことから、韓国政府により輸出者 ID の登録がされた輸出業者から輸出された生鮮トマトについては、通常の監視体制に戻すこととし、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
トマト及びその加工品（簡易な加工に限る。）		フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
トマト及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する韓国政府により輸出者 ID の登録がされた輸出業者から輸出されたものを除く。	フルキンコナゾール	別表 2 の 3 によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.01ppm) を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改め、別表 1 を別紙 1、別添 1 の 2 を別紙 2 のとおりとし、韓国産トマトの検査命令免除業者を別紙 3 のとおりとするので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく願います。

また、条件の項に示す輸出者 ID の確認は、パッキングリストの REMARKS にある登録 ID を食品等輸入届出書の備考欄へ記載させることで行うので、輸入者に対しその旨を指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時には、カートンに貼付される別添の登録 ID 様式の確認を行うようお願いいたします。